

気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）について

○日程・場所：2017年11月6～17日、ドイツ・ボン（議長国フィジー）

○我が国出席者：中川環境大臣、環境・外務・経済産業他各省関係者
出席者総数：約22,000人（非政府主体を含む）

○主要議題

（1）パリ協定の実施指針

- 2020年以降の世界各国の気候変動対策を進めるための指針を来年のCOP24で合意に導くための交渉。

（2）2018年促進的対話（タラノア対話）のデザイン

- 世界全体の排出削減の状況を把握し、意欲(ambition)の向上を検討するための「促進的対話」の基本設計に関する議論

（3）グローバルな気候行動の推進

- 世界規模で国、自治体、企業など、全ての主体の取組の促進



COP23の結果：概要

(1) パリ協定の実施指針交渉

- 緩和(2020年以降の削減計画)、透明性枠組み(各国排出量などの報告・評価の仕組み)、市場メカニズム(二国間クレジットメカニズム(JCM)等の取り扱い)などの指針の要素に関し、各国の意見をとりまとめた文書が作成され、交渉の土台となる技術的な作業が進展。
- 会合を通じて、一部の途上国が、先進国と途上国の責任の差異を強く主張。

(2) 2018年促進的対話(タラノア対話)のデザイン

- COP23議長(フィジー)から、2018年1月から開始されるタラノア対話(世界全体の排出削減の状況を把握し意欲(ambition)を向上させるための対話)の基本設計が提示。

(3) グローバルな気候行動の推進

- 「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017」をはじめとした様々な取組を紹介するイベントが多数開催。
- カナダ・英国主導により、石炭発電の廃止を目指す脱石炭発電連合が発足(11月16日)。日本は参加を保留。
- NGOが世界各地の石炭火力発電の新增設や輸出の中止を主張。




(4) その他

- また、2018年及び2019年のCOPにおいて、全ての国の2020年までの取組(パリ協定に基づく取組の前の取組)に関する対話を開催。

COP23の結果：日本からの発信

(1) 日本政府代表ステートメント

- 「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017」をはじめ、これまでの我が国の世界への貢献や国内外における取組、非政府主体の取組支援、2019年のIPCC総会の日本開催誘致の意向等について、中川環境大臣から表明。
- 
- 途上国の民間セクターの排出量等の透明性向上を支援するための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）を設立。その一環として、「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」への500万ドルの拠出、全世界の温室効果ガス排出量を観測する人工衛星「いぶき2号」の来年度打ち上げ等を表明。

(2) 二国間会談の実施

- 中川環境大臣は、各国代表等（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、EU、フィジー（COP23議長国）、中国、アルゼンチン、条約事務局長）との会談を実施。
- 米国はガーバー国務次官補代理等と会談。米国にとって望ましい条件が整わない限り、パリ協定には関与しないという従来どおりの方針を確認。一方で、日米両国は気候変動対策を実施していくことが重要であることを確認。

(参考) パリ協定の概要

- 2015年のCOP21において、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定(Paris Agreement)」を採択。

【目的・目標】

- ✓ 世界共通の長期目標として2°C目標(1.5°Cを追求)を設定。このため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる。
- ✓ 気候変動に関する適応能力の拡充、強靱性及び低排出開発を促進。
- ✓ 低排出及び強靱な開発に向けた経路に整合する資金フローを構築。

【緩和】

- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

【適応】

- ✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスの実施、適応報告書の提出と定期的更新。

【実施手段】

- ✓ 先進国が資金の提供を継続するとともに、途上国も自主的に資金を提供。先進国は、広範な資金手段等を通じ、資金動員を率先。
- ✓ すべての国が技術開発・移転に関する協力的な行動を強化。すべての国は途上国の能力強化に協力するとともに、先進国は途上国の能力開発に係る取組の支援を拡充。

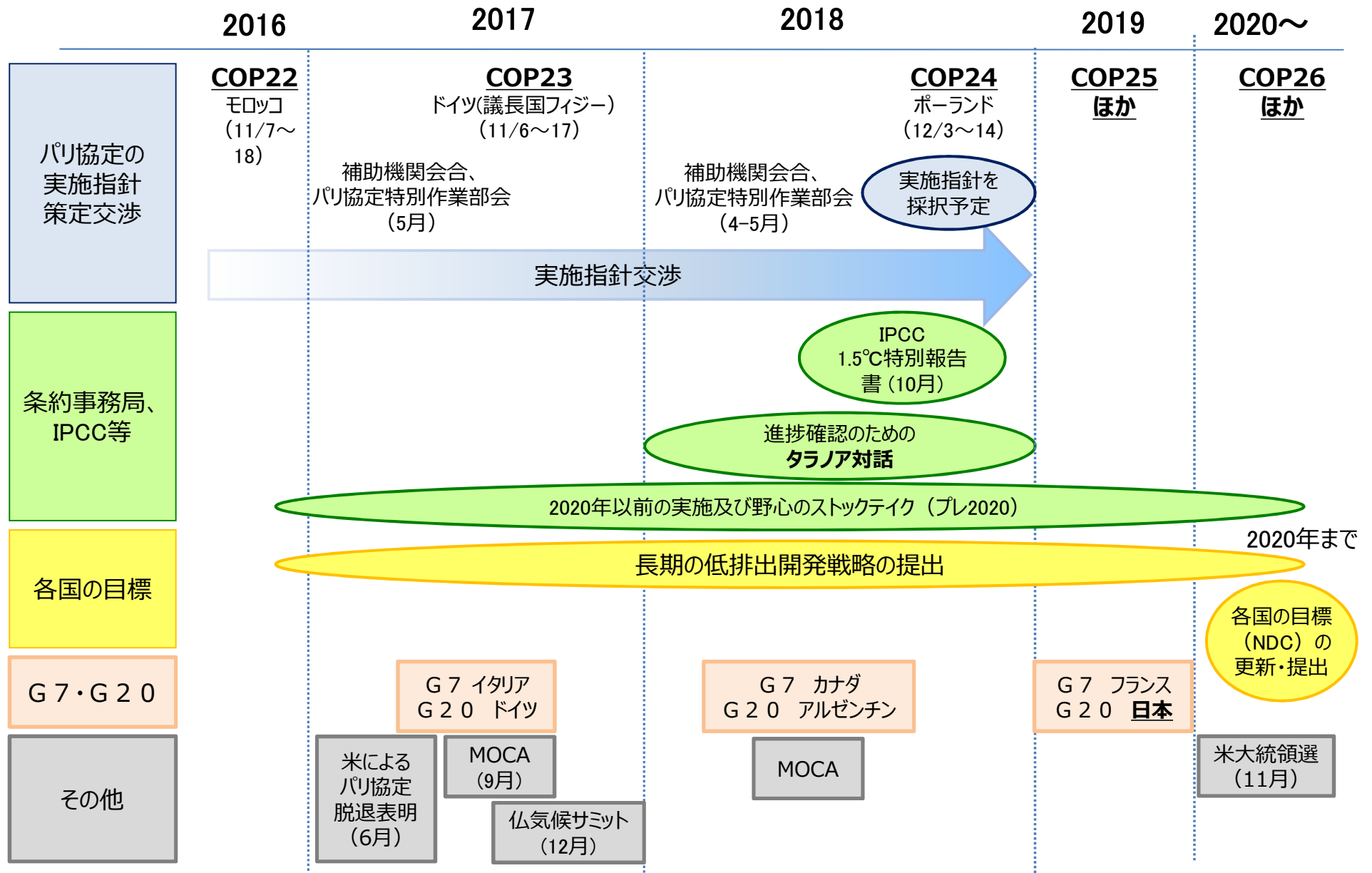
【透明性枠組】

- ✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受ける。報告内容としては、排出インベントリ、削減目標の実施・達成に関する情報、支援(提供した側及び受領した側)とニーズに関する情報等が含まれる。

【グローバル・ストックテイク】

- ✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認。

パリ協定に関するスケジュール



(参考) 日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017

概要

- 脱炭素社会及び気候変動に強靱な社会への転換に向けて、我が国のビジョンと具体的な取組をまとめた『**日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017**』を**発表**（2017年10月30日）し、COP23において国際社会へ発信。今後、国内外の幅広い主体と連携して取組を推進。

イニシアティブ2017の内容

- 我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働してイノベーションを創出する「**Co-innovation (コ・イノベーション)**」を**推進**。
- これに向けて、途上国における民間企業等からの温室効果ガス排出量や削減量の見える化を推進するための「**コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）**」を、**途上国政府や国際研究機関等と立ち上げ**。
- 適応策及び緩和策に関する具体的な取組としては以下のとおり。
 - ・ 途上国における気候変動影響のリスク情報等の見える化に向けた基盤の整備
 - ・ 防災や農業分野等における適応策の支援及び適応ビジネスの推進
 - ・ 水素エネルギー、窒化ガリウム等の革新的技術の研究開発の推進
 - ・ 二国間クレジット制度（JCM）、JICA、JBIC等の公的資金や民間資金の活用による途上国における低炭素技術や環境インフラの普及
 - ・ 途上国における民間企業や自治体による取組の支援

(参考) 石炭発電の廃止を目指す脱石炭発電連合

概要

※正式名称 : Powering Past Coal Alliance

- 英国及びカナダが、現存する従来の石炭火力発電所の段階的廃止を目指し、各国の政府、自治体、企業と連携して取り組むため、COP23期間中の11月16日に設立。
- 加盟国等: アンゴラ、オーストリア、ベルギー、カナダ、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、スイス、英国、ポルトガル、ニュージーランド、ニウエ、ラトビア、リヒテンシュタイン、スウェーデン、ツバル、バヌアツ、エチオピア、アルバータ州(加)、ブリティッシュ・コロンビア州(加)、オンタリオ州(加)、オレゴン州(米)、ケベック州(加)、バンクーバー市(加)、ワシントン州(米)、カリフォルニア州(米)、民間企業24社 (計58の国・自治体・企業。2017年12月12日現在)

※COP24までに加盟国等を50まで拡大することを目指すとの目標を達成。

宣言文(抄:仮訳)

- (政府)管轄権が及ぶ範囲内で、現存する従来の石炭火力発電所を段階的に廃止すること、及びCCS付きでない従来の石炭火力発電所の新增設を見合わせることにコミットする。
- (ビジネス業界、その他の非政府主体)石炭なしでの事業運営にコミットする。
- (すべての主体)施策や投資を通じたクリーンな電力への支援、CCS付きでない従来の石炭火力発電所に対する融資の制限にコミットする。

(参考) タラノア対話について

概 要

- 世界全体の排出削減の状況を把握し、意欲(ambition)の向上を検討するもの。
- タラノアの本質であらゆる主体と開かれた対話を実施。
- 2018年1月から開始し、2018年のCOP24で取りまとめる。
 - 2018年1月～COP24(12月): 準備フェーズ
(各国政府、国際機関、自治体、企業等から取組に関する情報を収集)
 - COP24: 政治フェーズ(閣僚級ラウンドテーブル)
- IPCC1.5°C特別報告書等の科学的知見を活用する。

※タラノアとは、フィジー語で、包摂的、参加型、透明な対話プロセスを意味する。
COP23議長国フィジーがタラノアの本質で2018年促進的対話を行うよう名称を設定。

(参考) 気候変動政策を巡る米国の動向について

トランプ大統領がパリ協定脱退の方針を表明(2017年6月1日)

NDC(削減目標)の実施、GCF(緑の気候基金)への拠出を含めて、パリ協定の実施を止める旨宣言。

※「トランプ大統領は、米国が(パリ協定を)早期に離脱する意向であることを示唆してきたが、米国は米国民にとってより有利な条件が満たされれば、後日(パリ協定に)復帰する可能性を引き続き残している。」(COP23における米国政府ステートメント)

- ・パリ協定の規定上、脱退の通告は、その国に協定の効力が生じてから3年が経過しないと行うことができず、また、通告から1年が経過しないと効力は生じない。(結果として、米国が正式に脱退できるのは最速で2020年11月)
- ・気候変動枠組条約から脱退すればパリ協定からも脱退したとみなされるが、演説では言及なし。
※6月11、12日のG7環境大臣会合の際の日米バイ会談において、米国のプルイット環境保護庁長官が、米国は気候変動枠組条約の締約国であり続けると言明。

< 地方政府や企業レベルでは温暖化に積極的な取組が広がっている >

- 地方政府においては、ニューヨーク・カリフォルニア・ワシントンの3州知事(連名)、ハワイ州、ピッツバーグ市、アンカレジ市、全米187の市長(連名)等が、引き続きパリ協定の目標達成を目指すことを表明するなど、様々な独自の動きがある。
- 企業においても、テスラ、ウォルマート、Google、GEなどの大企業が、政府の対応への失望や、独自の削減目標設定を表明するなど、様々な動きがある。



< 各国の反応 >

7月にドイツで行われたG20サミットの首脳宣言において、米国を除くG20各国の首脳は、パリ協定は後戻りできないもの(irreversible)である旨表明し、パリ協定に対する強いコミットメントを再確認。



(参考) 米国のパリ協定脱退方針の表明後の我が国のスタンス

米国のパリ協定脱退表明を受けた我が国のステートメントの発出(平成29年6月2日)
(パリ協定の実施に向けての日本の強固な意思)

- 1 気候変動問題は国際社会全体が取り組むべきグローバルな課題である。我が国は、先進国がリーダーシップを発揮し、パリ協定を着実に実施していくことが重要であると考える。
- 2 我が国としては、パリ協定の枠内で米国と協力を重ねたいと考えていたところ、今般米国のトランプ政権がパリ協定からの脱退を表明したことは残念である。
- 3 他方、米国は引き続き世界第2位の温室効果ガス排出国であるとともに、環境分野等においてイノベーションを通じた様々な先進的な技術の導入や取り組み等を行ってきている国でもある。我が国としては、気候変動問題に対処するために米国と協力していく方法を探求するとともに、パリ協定の締約国と同協定の着実な実施を進めることを通じ、この問題に積極的に取り組んでいく。

➡ アメリカの脱退方針の表明を受けても、我が国政府はぶれずに、パリ協定の2°C目標などの実現に向け、締約国として国内長期大幅削減を目指し、地球温暖化対策計画等を推進することとしている。

- 今般、米国がパリ協定からの脱退を表明したことは残念である。しかしながら、世界第二位の温室効果ガス排出国である米国に対し、引き続き、気候変動問題への取組の必要性を働きかけ、共に協力していく方法を探求していきたい。
- 我が国の温室効果ガスの削減目標の達成に向けては、「地球温暖化対策計画」に基づき、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入などを通じてしっかりと取り組む。国際社会への働きかけとしてはパリ協定を支持する他の国々と連携し、同協定の着実な実施を進める。
- こうした努力を続けることにより、内閣の最重要課題の一つであり、グローバルな課題である気候変動問題に積極的に取り組んでいく。

(平成29年6月5日 衆・決算行政監視委 佐藤茂樹議員(公明)に対する安倍総理答弁(抜粋))